

11月は労働保険適用促進強化期間です。

厚生労働省では「労働保険未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題と位置づけた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的な適用促進活動を展開することと
しています。

岩手労働局においても、労働保険が国の強制保険であることを周知するとともに、保険制度の内容や趣旨について理解を深めていただくことで加入手続の推進を図ります。

また、求職中の方や労働者の皆様が、労働保険の制度についてご理解いただくことも重要であり、その周知についてもご紹介しております。

厚生労働省

社長!
労働保険があればこそ、
みんな安心して働けるんじゃ。

知らなかつたでは、手遅れでない。

労働保険
労災保険
雇用保険

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(URL <http://www.mhlw.go.jp/>)

岩手労働局総務部労働保険徴収室

電話019-604-3003

適用係